

5) 判決文9頁～10頁に『他方、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったことはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はうかがわれない。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできない。』

とありますが、

上記判決文は、明らかに「海拔4mの区画（敷地）」を外して論じたものであり、下記の東電の対策案と乖離しています。

下記平成20年 = 2008年2月5日

(下記、別件-福島原発刑事裁判第1回公判-20170630-要旨告知された証拠より。)

平成20年2月5日に長澤氏が酒井氏らに送信したメールには、武藤副本部長のお話として、山下所長経由でおうかがいした話ですと、海水ポンプを建屋で囲うなどの対策が良いのではとのこと。

下記平成22年 = 2010年8月27日

(下記、別件-福島原発刑事裁判第1回公判-20170630-要旨告知された証拠より。)

甲A120 平成22年8月27日に東京電力社内で行われた第1回福島地点津波対策ワーキングの議事録と資料です。

議事録には、土木調査Gr（グループ）からの報告として、「土木側の対策として防潮堤の設置を検討していたが、『発電所設備は、守れても発電所周辺的一般家屋等に影響するのは、好ましくない。』との社内上層部の意向があり、本検討中は中断中。」

機器耐震技術Gr（グループ）（電圧班）からの報告として、「推本のO. P. 10m以上の津波に対しては、既存の非常用海水系電動機では、機能を維持出来ないため、水密化電動機の開発について実現性の可否を含めて検討中。」「推本のO. P. 約10m津波の衝撃力に対する電動機及びポンプの耐力評価を行った結果、衝撃力に耐えられないという結果が出ており、津波対策として水密化電動機を採用する場合には、防潮堤、防護壁、建屋等の津波衝撃力緩和策及び漂流物防止策も同時に実施することが必須。」

などの記載があります。

上記を勘案すれば、判決文10頁冒頭は、下記のような正反対の判決文になります。

『したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて「海水ポンプを建屋で囲う」「海水系電動機の水密化」「防護壁」「建屋等の津波衝撃緩和策」「漂流物防止策」が講じられた蓋然性があり、そのような対策が講じられなければならなかったということができる。』

国が規制権限を行使し東電の背中を押していれば、国が東電の監督指導をしていれば、事態は大きく変わっていたことになります。

## まとめ：不当判決のキャラクリ：その3

### 判決文10頁冒頭で防潮堤以外の津波対策を否定

判決がなぜ「防潮堤以外の津波対策を否定」したかという「規制権限を行使したとしても結局事故は防げなかったのだから国に責任はないとの論理展開」をするためです。逆にいうと「国の責任なし」とするためには他の対策案がこの世に存在してはならないのです。規制権限を行使してそれをやらせればよかったのではないかとなるからです。ですから本判決は躍起になって「防潮堤以外の津波対策を否定」しているのです。

参考（水密化についての傍証）

（下記は、一審福島地裁判決129頁の部分）

そして、福島第一原発においても、平成3年溢水事故を機に、地下階に設置された重要機器が内部溢水により被水・浸水して機能を失わないよう、原子炉最地下階の残留熱除去系機器室等の入口扉の水密化、原子炉建屋1階電線管貫通部とランチハッチの水密化、非常用ディーゼル発電機室入口扉の水密化（すなわち重要機器室の水密化）が実施されていた（乙B2-6の1，丙B41の1・38頁，証人館野②30～31頁）。